

学校法人松本歯科大学産学官連携推進室規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本歯科大学産学官連携ポリシー及び学校法人松本歯科大学知的財産ポリシーに沿って設置された学校法人松本歯科大学産学官連携推進室（以下「産学官連携推進室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校法人松本歯科大学（以下「本法人」という。）の産学官連携による研究活動の推進、研究成果の産業界への技術移転及び地域振興等を通じた社会貢献活動を支援するとともに、活動を通じた知的財産の創造・保護・活用を図ることを目的として、理事長のもとに産学官連携推進室を置く。

(組織)

第3条 産学官連携推進室は、次に掲げる職員等をもって組織する。

- (1) 産学官連携推進室長
- (2) 産学官連携推進室副室長
- (3) 松本歯科大学の教育職員・研究者若干名
- (4) 事務職員若干名
- (5) その他産学官連携推進室長が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号までの職員等は、産学官連携推進室長の推薦により理事長が任命する。

(産学連携推進室長)

第4条 産学官連携推進室長は、松本歯科大学学長（以下「学長」という。）又は松本歯科大学の教育職員の中から学長が指名し、理事長が任命した者が当たる。

(産学連携推進室副室長)

第5条 産学官連携推進室に産学官連携推進室長を補佐するため、副産学官連携推進室長を置くことができる。

2 産学連携推進室副室長は、産学官連携推進室長の推薦により理事長が任命する。

(業務)

第6条 産学官連携推進室は、本法人が設置する松本歯科大学及び松本歯科大学衛生学院の次に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官連携に関する相談・受付業務
- (2) 外部機関と行う共同研究・共同開発、受託研究に関する業務
- (3) 研究成果の産業界等への技術移転に関する業務
- (4) 知的財産の管理に関する業務
- (5) 学外の産学官連携組織との協同・連携に関する業務

(6) その他産学官連携推進室の目的達成に必要な業務

(事務)

第7条 産学官連携室の事務は、総務課において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。